

# 旭丘小学校におけるクラウド利用に関するガイドライン

## I 旭丘小学校におけるクラウド利用に関する管理ガイドライン

### 1. クラウドサービス利用の目的

令和2年4月1日付けで『学校における情報管理の指針』が改定され、クラウドサービスの利用が可能となった。クラウドサービスを利用することで、個別に最適化された学びを促進することもできる。こうした利点を生かして、児童・生徒の学びをより豊かなものにすることをクラウドサービス利用の目的とする。

### 2. ガイドライン策定の主旨と構成

情報管理指針実施手順に、「教育システムにおけるクラウドサービス利用」に関する規定が加わったことを踏まえ、クラウドサービスを利用するに当たって、**本校教職員が留意すべき事項を明確にするためにガイドラインを策定した。**

クラウド利用全般に関する「管理ガイドライン」とサービスごとに利用場面を想定して運用方法を定めた「運用ガイドライン」で構成する。

### 3. クラウドサービス利用に当たって留意すべき事項

**仙台市立学校における個人情報等の管理に関する指針（情報管理指針）に準じて管理すること原則としている。**以下の事項に関しては、学校で運用しやすいように規定を明確に記したものである。

#### (1) 利用できる情報

- 利用できる情報資産は「情報管理指針」が定める**情報資産の重要度【準高】【中】【低】**とする。
- 授業中に学習用のサービスを児童・生徒が利用する場合には、画像、動画等も扱うことができる。

#### (2) 利用できる場所

- 原則、学校（教育センター等含む）と自宅以外では利用しないこと。**

#### (3) 第三者認証の定期的な確認

- 利用するクラウドサービスについて、第三者認証等がなされていることを確認する。

#### (4) サービス利用者の個人情報等の管理

##### <教職員>

- 利用するアカウント情報は、校内情報管理委員会で設定、管理する。
- 「情報管理指針」に従ってパスワードを設定し、変更がある場合には、管理者に報告する。
- 自己の管理するIDとパスワードをWebブラウザなどのソフトウェア等に記憶させない。
- IDやパスワードが漏れたと思われる場合には、速やかに管理者に報告し、IDやパスワードを変更したり、クラウドサービスに保存されている情報を削除したりするなどの措置をとる。

##### <児童・生徒> 学習時のみ

- IDやパスワードの使用や管理について十分に指導を行った上で使用させる。
- 情報モラルやセキュリティの指導を行った上で使用させる。

#### (5) 教職員と児童・生徒との電子メールについて

- 情報管理指針参照

### 4. 利用するクラウドサービスと運用ガイドライン

**令和5年4月1日時点**で利用を想定しているクラウドサービスは以下のものである。サービスの種類によって運用方法が異なるが、共通する留意事項や制限事項を運用ガイドラインとして定め、必要な部分は、家庭と共有する。

校務 (1) Google Workspace for Education (2) Microsoft One Drive

学習 (1) Google Workspace for Education (2) 授業支援サービス（ロイロノート）

## II 旭丘小学校におけるクラウド利用に関する運用ガイドライン

仙台市立学校における個人情報等の管理に関する指針（情報管理指針）に準じて運用すること原則としている。以下の事項に関しては、学校で運用しやすいように規定を明確に記したものである。

### 1. 管理権限運用について

- ・校内情報管理委員会において、クラウド運用管理者を定め、管理者権限を付与する。
- ・教職員及び児童生徒のアカウント管理（ユーザーの追加やパスワード再設定など）は、校内情報管理委員会で行い、実作業はクラウド運用管理者を中心に行う。

### 2. クラウドサービス利用時の情報の取り扱い運用について

#### (1) アカウント情報（ID、パスワード、氏名等）の取り扱い

- ・教育用クラウド以外で、学校が導入したクラウドを利用する教職員のIDは、校内情報管理委員会で設定・管理を行う。

#### (2) 入力・保存できる情報

- ・保存できる情報資産は重要度【準高】【中】【低】とする。
- ・クラウドサービスの利用に当たって、本人、保護者の同意を得た場合には、学習した履歴（各種データ）を保存できる。
- ・学校名、学年学級、氏名等の情報を個人が特定できる状態で入力・保存させない。

#### (3) 公開できる情報と公開範囲

- ・教職員が作成した情報（児童・生徒の個人情報を含まない）は、児童・生徒及び保護者や学校支援地域本部等の学校関係者を対象に公開できる。
- ・本人、保護者の同意を得た場合には、学校間交流学習の相手校や連携している大学や企業等に対して、クラウドに保存している教師及び児童・生徒が作成した情報を公開できる。
- ・学習履歴を個人に紐付く形で公開することはしない。

#### (4) アンケートによる情報の収集と結果の公開

- ・個人を特定できる情報を収集する場合には、送信者の同意を得る。

#### (5) 児童生徒への情報モラル・情報セキュリティの指導

- ・クラウド利用に関する問題発生を回避し、効果的な活用が進むように、必要なスキルやモラルを身に付けることができるよう、指導の充実を図る。

#### (6) 情報事故防止のための教職員研修について

- ・定期的な職員研修を実施し、情報事故の未然防止に努めていく。（毎月の職員会議等）